

インターネットパンフ

〈商品生産の揚棄〉 を考える

——「単一の協同組合論」「一国一工場論」
を素材として——

2005.7.20発行 飯嶋 廣

ワーカーズ

—もくじ—

1, はじめに3
2, 「協同組合的社会」への二つの批判3
3, カウツキーの協同組合論4
1) 「自家用生産」説	
2) 単一の協同組合	
3) 協同組合と株式企業の同一視	
4) 占有概念の欠如と所有概念の誤解	
5) カウツキーをなぞる協同組合「批判者」	
4, 「利潤分配制の連合社会」説——国分説の検討10
1) 国分氏と彼の著作について	
2) マルクスにも読み取れる「一国一工場論」——国分氏の解釈	
3) 「マルクス＝一国一工場説」の誤り	
4) 国分氏の「計画経済＝一国一工場」理解	
5) マルクス＝「社会主義＝利潤分配制」説	
6) 「従業員持ち株制」を否定したマルクス	
7) 「利潤分配制」を否定したマルクス	
5, 商品生産の揚棄——マルクス説16
1) マルクスの基本的スタンス	
2) 商品生産を否定したマルクス説	
3) 「商品」も「お金」もなくなる	
4) 労働時間を基準とした生産と分配	
5) 協議・調整経済システム	
6) 倒産・失業に変わって労働時間が短縮される	
7) ホームセンター、食品スーパーは存続する	

〈商品生産の揚棄〉を考える

——「単一の協同組合論」「一国一工場論」を素材として——

1, はじめに

個々の企業を労働者自身が所有し、管理・運営し、自ら働く、という協同組合に変えること。私はこれまでそうした協同組合原理に基づいて全社会を造り替えることが社会主義だと述べてきた。このことは「共同所有の三形態」など、マルクス説の独自の解釈を展開してきた広西説を基礎として展望可能だと考えている。

ただ広西説は社会主義を説明するに当たって、主として資本家的企業の内部編成を変革することに重点が置かれていて、社会全体の編成原理がどのように変わるかという事については具体性を欠くくらいがあった。

社会主義とは広西氏によれば、企業の占有補助者としての労働者が占有者に格上げされることで、それまで利潤を独占していた株主や経営者とともに利潤の分配を獲得すること、これは上からの統括労働を連帯労働に変えることでもあり、これが社会主義であるという。

他方で社会全体の編成原理については、平均利潤の成立を前提として、この平均利潤を株主と経営者が共通占有するのが資本主義であり、これを労働者まで含めた共通占有にすることが社会主義である、と説明してきた。この利潤分配制の社会、資本家的生産を揚棄した労働者まで含めた共通占有の社会＝社会主義でも商品生産が行われ、それは共産主義の高度の社会に至るまで続く、というのが広西氏の主張だ。しかしこの主張は間違っていると思っている。

広西説では、個々の企業内部や社会全体の抽象的な編成原理は語られてはいるが、個々の協同組合（アソシエーション）と他の協同組合の関係、いわば社会全体の編成原理については具体的に語られてこなかった。

広西説は「利潤」というのは生産果実の「歴史的限定符」とであると正確に把握する視点があるにもかかわらず、「商品」についてはそうした歴史的、概念的な解釈はない。これは商品生産が共産主義の高度な段階まで続くという広西氏の社会主義解釈から出てくるものだが、このことはそれだけ社会編成への関心が希薄だったことの結果かもしれない。逆に社会編成への関心が希薄な結果、そうした結論が出てくる背景にもなっているように思われる。この点は克服されるべき課題だと思っている。

2, 「協同組合的社会」への二つの批判

最近、ソ連型社会主義へのオルタナティブとして、協同組合型社会が社会主義であるとの主張が一つの潮流として形成されてきている。私もその一人であるが、この「社会主義＝協同組

合型社会」説に対する批判としていくつかの説がある。

代表的なものが、協同組合型社会では個々の企業は協同組合原理で編成されても、社会全体では商品生産は無くならない、というものである。こうした見解は、カウツキーの見解を援用してなされるケースも多い。

もう一つの代表的な見解は、協同組合型社会を含めて何らかの「計画経済」を志向する社会は、結局はすでにソ連などで破綻したような「一国一工場体制」に行き着かざるを得ないこと、それを回避するためには市場を前提とした社会主義をめざす必要がある、というもので、たとえば国分幸氏などの見解もその一つだ。

これらの二方向からの批判に対して、私としては、基本的には広西説のマルクス解釈の立場に立ち、それを一貫させることでその欠陥と限界を是正し、ひいては社会主義の本来の姿の再構成を試みてみたい、というのが本稿の意図でもある。具体的には上記の二つの見解の批判的検討を通じて、協同組合型社会が一国一工場というスターリン体制を招来しないこと、なおかつその社会が商品生産を克服した、協同型、連帯型経済システムであることを考えていきたい。

3、カウツキーの協同組合論

カウツキーの主張については、かつてワーカーズ内部でも協同組合型社会に関して論争があり、また新聞『Workers』紙上でも論争として紹介されたこともある。批判者の一人は明言はしていなかったがカウツキーの主張を念頭に置いて批判していたと思われる議論もあった。その批判者の一人はカウツキーが『エルフルト綱領解説』で展開していた協同組合型社会の批判を援用し、ほぼそれに自説を重ね合わせて議論を展開していたように思う。

今回このテーマを今取り上げるのは、かつての論争をぶり返そうということではない。ただ私自身の自己了解の順序で、ここにきてたまたまその場面がきたと言うことにすぎない。

はじめにカウツキーの見解から見ていくことにする。

カウツキーの『エルフルト綱領解説』(改造車文庫復刻版1977年)では、一つの共同体の形成、すなわち労働者国家こそが商品生産を克服できる、としている。しかしカウツキーは30年後にはこうした見解を「監獄あるいは兵営」(国分氏の解説)のごとき野蛮なものとして否定するようになる。

カウツキーの主張は次のようなものだ。

1) 「自家用生産」説

まずカウツキーは未来社会の姿について「生産手段に対する私有を廃して組合財産とする」(第4章)のが社会主義だということから自説の展開を始めている。しかしそれだけでは資本主義的搾取はなくなるが、競争、生産過剰、恐慌、破産は依然として存続する、という。「破産した企業の労働者は」とカウツキーは続ける。「生産手段を失い、そして再び——無産者となって、生き延びるためには労働力を売らなければならない事になるだろう。幸運なる組合の労働者は、そのときには自分で働くよりも賃金労働者を雇い入れるほうが利益な事に気がつくだろう。す

なわち搾取者——資本家となるだろう。」そして「しばらくの後には元の状態、すなわち資本家の生産方法に立ち返る、と言うことで幕が下りるのである。」

「商品生産は私有財産を前提としており、私有財産を排除せんとする一切の努力を無効にする」と考えるカウツキーは、商品生産の廃止のための方策として「販売のための生産を廃して、自家用のための生産」を対置する。「自家用のための組合的生产は、共産主義的、又は今日の言葉で言えば社会主義的生产に他ならない。ただかかる生産方法によってのみ、商品生産を打破することができる。」

カウツキーは、「市場」に対置するものとして「自家用のための生産」を対置する。ただし、かつて歴史上に現れた古い形態の「自家用のための組合的生产」をよみがえらせることにはもちろん否定的だ。カウツキーがいう古い形態の組合的生产というのは、ジョン・ペラーやフリーエなどが提案した200～300人の組合や1800人規模のファランステールのことだ。カウツキーはそうした規模の経営は『エルフルト綱領解説』の時点ですでに事実として乗り越えられているという。時代は進み、機械の普及などによって全国規模の企業の誕生やそうした企業相互間の連携などが進んで「ついには資本主義諸国の全経済界を、唯一の機関に統括せんとしつつある」という。だから時代に合った「社会主義的組合の範囲となりうるものは現存の社会的機関の中でただ一つである。それはすなわち現代国家である。」という。また註では「社会主義的組合が繁栄するためには、組合の範囲はますます拡張されなければなるまい。個々の社会主義的国民はついに、唯一の協同団体に融合し、全人類は唯一の社会をつくるであろう、と固く信じている。」と展望を語っている。

2) 単一の協同組合

上記のようにカウツキーは、商品生産を打破するには国家規模の協同組合が必要であるというが、それは国家と融合したもの、あるいは国家そのものだ。そういうと国家の廃絶を主張していたマルクスの主張と齟齬が生じるが、カウツキーはそうした観点についてはあまり頓着しない。むしろ次のような牧歌的な解説で満足する。今度はカウツキーの国家理解について簡単に見ていこう。

カウツキーは「現代国家は、……かかる組合の唯一の自然的根拠である。」として、現実の歴史的発展の中で国家が経済的な機能を担ってきており、それが次第に拡大しつつある現実を振り返る。そして「現代国家の経済的活動は、社会主義的組合に向かって進む発達、自然的出発点である。」とする。また国家の経済的機能が拡大すること自体が社会主義への接近ではないことにも注意を喚起する。国家社会主義などもあるからだ。カウツキーは続ける。「社会主義の出発点となるのは、労働者階級が国家において支配階級となった暁に於いて初めて国家は資本主義的企業たる性質を失うであろう。その時初めて国家を打倒して社会主義的組合とすることができるであろう。……すなわち社会民主党は労働者階級が政治上の権力を獲得し、これを用いて国家を打倒して完全に自足する一大経済組合とすることを欲するのである。」

ここまでくれば、カウツキーがどんな協同組合を念頭に置いていたかがはっきりする。それは経済規模の発展によって個々に形成された協同組合、あるいは当初から大規模に形成された協同

組合が、国家と融合、あるいは国家と一体化した協同組合になる。そして労働者階級が国家権力を獲得することによって、この全国規模の協同組合は「自足経済」を実現し、資本家的企業の性格を脱却し、搾取や商品生産を揚棄できる、というわけだ。

こうしたカウツキーの立場は、商品生産を廃止するために、個々の企業による販売のための生産を廃止する方策として「一つの協同組合」「国家的な自足経済団体」を展望する。結局は一つの国営協同組合、国家協同組合という、いわば「一国一工場体制」に行き着くことになる。

たしかに弱肉強食の競合企業による商品生産を廃止するために、全企業を一つの経済組織にしてしまえば、その生産物は販売する必要のない、内部で流通する単なる製品になるかもしれない。しかしカウツキーはその全国一つの協同組合がどのようにして全国的な生産を調整するのか、その調整のための何らかの機関が形成されないのか、その調整機関が果たして個々の労働者から自立して独自の機関、すなわち新たな国家機関にならないのか、という難題には言及していない。あのソ連が、生産手段の国家的所有と中央指令型の計画経済を進めたことと、その過程でゴスプランをはじめとした経済組織やその他の膨大な官僚組織の肥大化をもたらしたことを経験した私たちは、むしろその点こそが知りたいことなのだ。が、カウツキーはそうした疑問に踏み込む前で思考停止する。

こうしたカウツキーの協同組合論はどう評価すればいいのだろうか。

3) 協同組合と株式企業の同一視

第一に目に付くのが、いわゆる『一国一工場論』である。これはあのレーニンも『国家と革命』の中でそう受け取られても仕方がないような記述をしているが、それもエンゲルスばかりでなくカウツキーなど18世紀後半のドイツの社会主義文献の影響もあったかもしれない。実際にカウツキーを日和見主義と断罪する以前には、レーニンもカウツキーを高く評価していたからである。

この『一国一工場』論については後半の国分氏のところでも触れるが、近年の社会主義のオルタナティブ、アソシエーション論議の中ですでに克服された事柄だと思う。『一国一工場』体制は、結局は国家所有と国家＝官僚組織の肥大化を招く、アソシエーション社会とは無縁なものだというのがアソシエーション論の基本的な了解になっているからだ。というのも、ソ連の実例を見るまでもなく、マルクスのアソシエーション論そのものが生産手段の国家所有を土台とするものと無縁であるばかりか、むしろ生産手段の国家所有や国有経済は共同所有の幻想形態、疎外体であって、協同形態的な私的所有の性格を持ったものである、というのがマルクスの考えだったからだ。

それにカウツキーは、個々の協同組合が破産して生産手段を失う、あるいは破産した企業（協同組合）の労働者は再び労働力を売らなくては生きていけない、さらには成功した協同組合は賃金労働者を雇い入れる、などと想定している。これも協同組合原理とその原理で成り立つ協同組合的社会的内実を、あまりに粗雑に描いているとしか言いようがない。これでは資本主義の大海のなかでの私的企業の運命と何ら違わない。カウツキーは、破産や失業という概念を協同組合的社会的で発生する当然の出来事として語ることで、市場経済と協同組合型社会を何の疑問もなく同一視しているわけだ。

いうまでもなく、マルクスは「生産手段の共有を土台とする協同組合的社会の内部では、生産者はその生産物を交換しない。同様にここでは、生産物に費やされた労働が、この生産物の価値として、すなわちその生産物の有する物的特性として現れることもない。」『ドイツ労働者党綱領評注』（＝『ゴータ綱領批判』）としているように、協同組合社会においては生産物が使用価値としてのみ現れ、交換価値としての物的特性を失っている、従って生産物は使用価値と交換価値の二つの性格を帯びた商品でもなく、従って商品でない生産物は市場で交換されることもない、というのがマルクスの協同組合社会についての把握だからだ。

カウツキーは、マルクスがそう把握した協同組合的社会での個々の協同組合について安易に資本制社会での一企業と同列視する。それを前提として国家的協同組合、国家企業に行き着くのだが、そうした理解は前提から間違っていると言わざるを得ない。カウツキーがそうした理解に立つのも、そもそも所有と占有の区別さえなく、協同組合的社會が生産手段の所有権に土台を置く社会というよりも、労働を土台としている社会であることを見ないからだ。

ここでマルクスが共同所有がどのように理解していたかについて考えてみたい。

協同組合的社會がどのように生まれるのかについては固定的に理解することは避けなければならないが、少なくともマルクスは革命過程の中で労働者が株主や経営者を追放するか、あるいは株主や経営者が放棄した企業の管理・運営を労働者が担う、ことに見ていた（『フランスの内乱』）。この過程を別の角度から見れば、それは資本主義社会の中で潜在的には社会的な占有者の地位を獲得していた労働者が、「収奪者を収奪する」（『資本論』、『フランスの内乱』）ことで潜在的なものが表に現れる、いわば公然たる占有者になることだ。いわば占有補助者（経営者の指揮の下で用益を補助する者）が占有者（自らのものとして運用・用益すること）に格上げされることである（広西氏）。だから革命を成し遂げた段階で、すでに労働者は工場・企業の公然たる占有者になっている。これは無所有であった労働者が「株」や「持ち分」などの形で新たに企業の所有権を獲得するという意味ではない。新たに工場・企業の所有権を獲得することなど必要ではない。生産手段を共同で占有しているという現実が承認されればよい。これは工場・企業を「自らのものとして運用・用益する」ことで生まれる生産果実を、構成員が奪い合うことなく同等に取得することを含んでいる。こうした人と人との共同性を帯びた関係が、共同所有という性格を獲得するのである。

繰り返すことになるが、協同組合的社會とは、工場・企業の所有権を基礎として、その所有権を根拠として分配がおこなわれる社会ではない。そうではなくて工場・企業の占有者であるという事実、いわば自らのものとして運用・労働しているという事実を基礎として分配がおこなわれる社会なのだ。

ついでに言えば『エルフルト綱領解説』でも、原文はおおむねゲノッセンシャフトだと思われるが、共有とか共同財産とか、あるいは組合財産とかの訳語が無頓着に使われている。マルクスにとって所有というのは、一定の生産諸関係の中で取り結ぶ人と人の関係、人と生産諸条件との関係行為（『経済学批判要項』）についての概念であり、私的所有や共同所有という場合は、その関係の社会的な性格に着目した概念だと捉えるべきなのだ。そうした人と人との関係を権利関係に置き換える法概念としての「所有権」や「財産」と区別しないのは、厳密には誤った理解だということになる。

4) 占有概念の欠如と所有概念の誤解

少し煩雑になるが、占有と所有についてももう少し考えてみたい。

たとえばマルクスは『資本制的生産に先行する諸形態』で、太古の共同体からの私的所有の発生過程、あるいは生産手段と労働力の分離についての考察が示されている。そこでは私的所有と共同所有を厳密に区別している。たとえばローマの共同体の場合、国家市民個人にあてがわれた土地所有の性格を、国家的所有との対比で私的所有だと言っている。それは国家が別に管理する共同地の利用から個々の国家市民を閉め出しているという、排他的な関係が見られたからだ。そうした関係を媒介として個々の国家市民の土地所有の私的所有性を認めたのだ。

それに対してマルクスは、古ゲルマンの共同体での個々の大家族の耕地については、その土地所有の性格を「個々人的所有」(individuel property)だと性格づけている。耕地はローマでもゲルマンでもともに個人によって用益(使用・収益)されているにもかかわらず、だ。ゲルマンの場合には用益は個別だが、共同体全体の取得様式に照らし合わせたときには排他的な関係が見いだせなかった。だからゲルマンの個々の大家族の土地所有の性格を、マルクスは私的所有ではなく個々人的所有(共同所有性格の一つの形態)だったと理解したのだ。そこではローマにおけるのとは反対に、個々の耕地の周囲に広がる森林などの共同地を狩猟などの目的に共通占有していること、言い換えれば個々の耕地からの収穫を補完する形でそれぞれの家族が共同地からの取得を個々の耕地の広さに比例する形で共通に収穫していた、という関係を見いだしたからだ。そうした個々の家族と共同地に媒介される共同体との関係が、排他的なものではない関係性を見いだしたからこそ、マルクスは古ゲルマンの共同体の個々の家族の耕作地の所有性格を私的所有という性格ではなく「個々人的所有」だと性格づけたわけだ。

付け加えれば、マルクスは古ゲルマンの共同体で性格づけたゲマインベジッツ(gemeinbesitz)という言葉も、中世ツンプト(同業組合)の親方と職人の関係でも用いている。これは親方の下で働く一人前の職人については、親方の収入の内の一定の割合を受け取る権利のようなものがあるからだ。この言葉は、親方と職人の関係は、親方の収入を一定割合で親方と職人が共通に占有している関係にある、という性格を示す言葉になっている。

さらに付け加えれば、マルクスは「生まれたばかりの共産主義社会」と「それ自身の土台の上に発展した共産主義社会」(『ゴータ綱領批判』)を明確に区別していた。この場合、「生まれたばかりの共産主義」を、マルクスは協同組合的社会だと理解しており、そうした段階は、歴史上の不可避の通過点だと理解している。この通過点としての歴史的段階というのは、マルクスが太古の共同体とそこから生まれた貢納制、奴隷制、封建制という階級関係が顕在化した二次形態を明確に区別していたことと照応している。いわば生まれたばかりの共産主義という段階は一次的形態であり、高次の段階は二次的形態だと把握してたとと思われる。

こうしたマルクスの所有概念によれば、所有の社会的性格を表現する私的所有や共同所有というのは、資本主義社会における「所有権」のような権利関係、法的関係ではなく、取得様式をふまえた反省的な概念、人と人との関係、人と生産諸条件との関係が投射された反省的な性格概念なのだ。それに対して「所有権」というのは、私的所有という排他的な所有の性格を法的に権利関係として表現した概念ということになる。だから協同組合的社会での所有の共同的性格

も、個々の生産者・労働者、あるいは個々の協同組合の「所有権」という法的関係、権利関係を表すものではなく、実態として共同で占有しているという現実から発生する生産果実の取得様式に照らして、結果的に性格づけられる概念なのだ。そうした協同組合的社会では、個々の生産者と生産手段の関係、あるいは社会の構成員との間での取得は排他的ではない連帯的なものになるからこそ、そこでの所有関係が共同的性格のものであると性格づけられるのだ。

少しくどくどと所有概念についてこだわってきたのは、この理解如何によって協同組合的社会では商品生産を揚棄出来ないとか、あるいは何らかの協議・計画経済は上意下達の指令型経済にならざるを得ないとかいうアソシエーション社会の具体的なイメージが、まるっきり違って理解できるからだ。それは以下の議論の展開に従って自ずと明らかになると思う。

5) カウツキーをなぞる協同組合「批判者」

カウツキーの所有概念や国家概念の理解は、カウツキーが当時のドイツ社会民主党の権威に任ぜられていた割には、きわめて杜撰である。この『エルフルト綱領解説』が書かれたのが1892年だから、もちろん『資本論』（フランス語版も）出ていたし、『ゴータ綱領批判』も出ていた。これだけでもマルクスが未来社会をどのように展望していたかという、その輪郭は示されていた。そこでもマルクスは商品生産を揚棄するためとして、安易に「全国で一つの協同組合」「国家的協同組合」に逃げ込まなかった。逆にいかなる生産システムが生産物を商品として生み出し、それが市場で売買されるかを歴史的、概念的に究明する姿勢を貫いた。

マルクスが歴史的、概念的な究明に力を注いだのには理由がある。マルクスは何らかの「プラン」を描いてそれを証明するための実験に走った西欧社会主義の先駆者の多くに批判的だった。だから将来社会を現実の歴史の発展のただ中に位置づけることによって、歴史に内在した将来社会の展望を発見することに努力したからだ。

カウツキーの『解説』は、協同組合的社会の姿を唯一の協同組合、すなわち国家そのものと同一視することで「一国一工場体制」へと行き着いた。その「一国一工場体制」を作り上げたソ連が国家と官僚組織の肥大化というグロテスクな姿を現すとともに、「一国一工場体制」を「監獄あるいは兵営」として放棄するに至ったのもむべなるかなという以外にない。『解説』当時のカウツキーの解説は、まさに私的所有や商品生産社会を揚棄したアソシエーション社会の豊かな可能性を台無しにするものだったのだ。しかし『解説』は、スターリン体制以前に書かれたものとしてまだ罪は軽い。

翻って現代でも、協同組合の連合社会をアソシエーション社会＝社会主義だとする見解に反対する意見がある。それらは安易に国家規模の単一の協同組合、あるいは単一の「労働者共同体」を対置する。が、これらはカウツキーの議論から一步も出るものではない。いわゆる「一国一工場体制」そのものだ。そこではカウツキーの議論と同じように、協同組合の連合社会が商品生産を必然化するとの根拠らしきものを語ってはいる。しかしそのわりには、その国家的協同組合や労働者共同体では全体の生産・流通・分配システムを円滑に行うために何らかの調整機関が必要になり、その調整機関が生産者から自立化し、やがては生産者と区別された特権的な階級に転化することはない、という”根拠”については何も語っていないからだ。

4、「利潤分配制の連合社会」説——国分説の検討

1) 国分氏と彼の著作について

これまで大まかに検討してきたカウツキーの協同組合社会の理解と対極にあるのが国分氏の説だ。

国分氏は『21世紀社会主義への挑戦』（社会主義理論学会 2001・5・5）という論文集で『一國一工場体制から利潤分配制の連合社会へ』という小論で自説を展開している。この小論は『デスポティズムとアソシアシオン構想』（1998年）という著作を下敷きにしたもので、著者のスタンスと見解を端的にまとめたものだ。とりあえず、前者の小論を中心に検討していきたい。

国分氏の問題意識は『デスポティズムとアソシアシオン構想』という著作の表題にもなっているように、マルクスのいわゆる東洋的専制体制がいかに歴史的に生成したのか、という関心を下敷きにしたアソシエーション構想だ。こうした国分氏の基本的なスタンスは、上記の小論でも次のような前書きから始まることでもはっきりしている。そこでは、20世紀社会主義の最大の問題はスターリン主義であり、そのスターリン主義がソ連に於いて「搾取と抑圧からの解放という社会主義の理念を……総体奴隷制という規定がぴったり当てはまる文字通りの悪夢に一変させた」として、ソ連＝スターリン主義体制を断罪している。そのことを前提として国分氏は「21世紀の社会主義について語ろうとするならば、まずはスターリン主義の根底を理論的に解明してこれを徹底的に批判することが必須の先決要件であり、その結果として初めてスターリン主義とは異なるもう一つの社会主義、すなわち自由と平等をもたらすアソシアシオン＝連合社会体制としての社会主義について展望することが許されるであろう。」という。

国分氏についてさらに若干付け加えさせてもらえば、彼は周知のように広西氏の『資本論の誤訳』復刻版（こぶし書房 2002・3・30）で『広西のマルクス解釈と利潤分配制社会主義論——その批判的な摂取に寄せて』という詳細な解説を書いているように、広西説に大きな関心を寄せ、そのマルクス解釈の中心部分を受け入れつつ自らのアソシアシオン構想を形成してきた人だ。広西説の解釈にしても、人を食ったような毒舌を交えたアクの強い印象にもめげず、その内部に深く踏み込んで積極的な評価と批判的部分とを選び分けている。私としては『デスポティズムとアソシアシオン構想』という著作についても、広西説を摂取しながら氏自身の問題意識としてのスターリン主義の克服を意図した彼独自のアソシアシオン構想を集大成した著作として、アソシエーション革命を志向する人にとって大いに参考になるのではないかと考えている。ただ残念なのは、協同組合的社会＝商品生産社会としている点などで広西氏と同じようなマルクス理解での見解の相違があることだが、それらについては以下で検討していくことにする。

2) マルクスにも読み取れる「一國一工場論」——国分氏の解釈

国分氏は、20世紀社会主義の最大の問題は「総体的奴隷制」ともいうべきソ連社会の現実そのもの、及びそれをもたらしたスターリン主義だとし、それが東欧革命からソ連の崩壊を経て、

今では思想としても運動としても社会主義の崩壊をもたらし、社会民主主義ですら壊滅的狀態に陥っている、という事実認識を語っている。こうした状況を克服していくには、スターリン主義の根底を理論的に解明してこれを徹底的に批判することで初めてアソシエーション＝連合社会体制を展望できるという。

国分氏は、スターリン主義の土台をR・パーロ以降の「一国一工場」体制の内に見てとる。「一国一工場」体制というのは、①国有＝共同所有、②社会主義社会＝「一国一工場」体制、③国家独占体制、④社会主義段階における「階級の無い」国家の存続、というようなものだ。国分氏はその核心は②の社会主義社会＝「一国一工場」体制にあると見なしている。

国分氏は「一国一工場」体制の源流を、これから見るように「サン・シモン派に酷似したレーニンの社会主義論」（国分氏）だけでなくマルクス自身にも起因していると踏み込んだ評価を下している。大谷禎之助氏など、アソシエーション的社会主義の立場に立つ多くの論者が「一国一工場」体制はスターリンが創り上げたものであり、レーニンもまた「一国一工場」体制を示唆していたがマルクスはそうは言っていない、という解釈をしているのに比べて、大胆な評価だ。が、そうは言っても国分氏自身もマルクスが社会主義＝「一国一工場」体制であると明言した記述はないことは認めざるを得ない。ただしエンゲルスはもちろんのこと、マルクスにおいても「一国一工場」体制を示唆あるいは黙示するものは多いという。それらを以下のように例示している。

①「社会的生産を自由な協同労働の一大調和的体系 one large and harmonioussystem に転化する……。」（マルクス「暫定中央評議会派遣員への指示」, 1868年）。ここでは不定冠詞ではなく数詞が使用されており、「一国一工場」体制が強く示唆されていると言える。

②「共同の生産手段を用いて労働し、協議した計画に従って、多くの労働を一個同一の une senle et meme 社会的労働力として支出する自由な人々の連合を考えてみよう。」（『フランス語版資本論』, 1875年）

③「工場制度のこれら熱狂的な弁護者たちは、『一体諸君は社会を一つの工場 une fabrique に変えたいのか？』と金切り声を出す。工場体制が結構なのはプロレタリアにとってだけだ！」（『フランス語版資本論』）。二重括弧の部分はブルジョアたちの言葉であるから、確かにこれをもってマルクスが「一国一工場」体制を唱えたと見なすことはできないが、それに続く部分を加えた全体からはこの体制に否定的なニュアンスは伝わって来ない。ちなみに英訳版では「一つの工場」は one immense hactory となっている。

④組合 die Genossenschaft を組合的社会＝共産主義社会と同義に用いている。（『ゴータ綱領批判』, 1875年）。ここでは定冠詞が用いられており、共産主義社会は「一大組合」であるとする解釈を許容する。

⑤「……すべての生産手段が全国民から成る巨大な連合体 a vast association の手に集積されたならば……」（エンゲルス『共産党宣』英訳版, 1888年）。

⑥「社会の総指導部には、農民組合 Genossenschaft を次第により高い形態に導き入れ、その組合全体ならびにその個別成員の権利・義務を、大共同社会の他の諸部門のそれと均等にするために、必要な影響力が確保される。」「組合的な genossenschaftlich 諸経営では賃労働の搾取をますます除去し、大きな全国的生産組合の、平等な権利、義務を持った諸部門への漸

次的な転化を導入することができる。」(エンゲルス「フランスとドイツにおける農民問題」, 1894年)。「大共同社会」や「大きな全国的生産組合」の諸部門という表現は一国規模での「一大生産組合」を示唆するものである。

3) 「マルクス＝一国一工場説」の誤り

マルクスの「示唆あるいは黙示するもの」というのはこうした記述だというのが、これらははたしてマルクスが「一国一工場」体制を示唆あるいは黙示したものだといえるのだろうか。私はそうは言えないと思う。理由は以下の通りだ。

①の「一大調和的体系」は「社会的な生産」について述べたものだ。どんな社会でも、社会全体の生産が人々の消費を賄えなければ、その社会は持続できない。その生産と消費の調和がどういう仕方で実現されるのかを対比しているのがこの部分で語っていることだ。すなわち資本制社会での社会的な生産と消費との調和が、無政府的なものであること、価値法則の貫徹を通じた事後的で一時的なものでしかないことを念頭に置いて、それに連合労働による生産の自覚的コントロールを対置しているわけだ。

②の「一個同一」についても同じだ。資本制社会は個々の労働は他の労働とは切り離されたバラバラな、排他的な私的労働として支出され、その私的労働が価値法則を通じて結果的に社会的労働の一環であることが事後的に確認される。これに対して社会主義では、個々の労働が「協議した計画」に従って意識的に、事前的に、価値法則という回り道を通ることなく、直接的に社会的な有機的労働の一部として支出されることを述べているのだ。

③は②の事を比喩的に述べているだけだ。

④は協同組合原理で成り立つ社会という、内部編成の性格を述べたものだ。

⑤は「全国民」からなる「巨大な連合体」という言葉を取り上げたものと思われるが、これは排他的な私的所有者相互間の関係として現れる弱肉強食の原理が貫徹する資本制社会に対して、「連合」という対極の関係として現れる社会主義を対比したものだと考えられる。ただし⑥の点も含めて、形態概念を重視するエンゲルスには、ケースによっては社会主体説や国家志向癖が見られることも否定できない。

これらのケースは、どれもマルクスが「一国一工場」体制を明言したものでないし、それを示唆、あるいは黙示したものと解釈することはできない。ところで連合労働を直接社会的労働として支出するというのが協同組合的社会だとする観点に対して、それを計画経済と同義と見なす国分氏の立論は違和感があるが、それは国分氏の論証を検討するなかで分析したい。

4) 国分氏の「計画経済＝一国一工場」理解

国分氏は何らかの計画経済を志向する立場が「一国一工場」体制に帰着せざるを得ないことを、計画経済のいくつかのバリエーションの吟味を通じて”論証”している。以下それを見ていく。

国分氏は計画経済の諸方式を1) 集権的計画経済方式、2) 分権的計画経済方式、3) 混合的計画経済方式に三分類する(P 67)。そして1) の集権的計画経済が当然のごとく「一国一

工場」体制に帰着するものだとする他、3)の混合計画経済方式も分権的要素が強いもの以外はいずれ「一国一工場」体制に行き着くとする。

残る分権的な計画経済方式も、「機能的」な「一国一工場」を経て、遅かれ早かれ「体制的」な「一国一工場」に転化する可能性が高いという。そしてソ連の実例をふまえて全面的な計画経済は存立不可能になり、市場と計画が相互補完的に共存する「混合経済」体制になるともいう。国分氏によれば、いずれにしても市場を全廃した計画経済体制は結果として必然的に「一国一工場」体制に帰着する、というわけだ。市場の廃止に替わりうるものとしては「一国一工場」体制＝スターリン主義しかないことになる。

これでは社会の富が商品として登場せざるを得ない特殊時代的な資本制社会の所有諸関係の分析を通し、そうした諸関係を変革することで脱商品経済、脱私的所有経済としての「連合生産様式」を展望するマルクス説など始めから理解しようがないのではないだろうか。

国分氏がマルクスの見解を「市場を廃止」した「一国一工場」体制に親和的だと解釈するその裏側には、国分氏が「ソ連＝一国一工場体制＝専制体制」という強烈な問題意識がある。それ自体は正当だと思う。ソ連の「一国一工場」体制＝専制体制がスターリン体制の初期の時代から、またあえて言えばレーニンの時代から労働者を所有や管理から排除する施策が始まっていたのは事実だからだ。

しかしそのソ連とマルクスを直接的な因果関係で結びつけることは出来ない。マルクスのアソシエーション革命論が、歴史の発展過程の中で一端失われた生産手段の自己所有を、いわば生産諸条件と人間との本源的な統一を復活する——高次のレベルで——、というのがマルクスの基本的な歴史認識だったからだ。その「高次復活」というのは、「自らのものに対するような態様で関わること」(『先行する諸形態』)、言い換えれば生産諸条件、具体的に言えば生産手段やその管理運営に対する個々人の「当事者主権」の回復を追求することでもある。こうしたことはソ連で進行した事態とは全く逆のことなのだ。

5) マルクス＝「社会主義＝利潤分配制」説

国分氏は社会主義を市場経済を前提とした連合社会、市場と計画が共存した混合経済体制だと解釈している。その根拠としてマルクスが書いた『個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示』(1867.2 マルクスエンゲルス全集16-194)の記述をあげている。この中には協同組合運動の功績、それが体制変革へとつながるための条件(全般的な社会的変化)、それに協同組合の運営原理などを述べた部分もある。その内容は次のようなものだ。

『個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示』

五 協同組合運動(労働)

国際労働者協会の任務は、労働者階級の自然発生的な運動を結合し、普遍化することであって、なんであるかと、空論的な学説を運動に指示したり押しつけたりすることではない。したがって、大会は特殊な協同組合制度を唱道すべきではなく、若干の一般原理を明らかにするだけにどめるべきである。

(イ) われわれは、協同組合運動が、階級敵対に基礎をおく現在の社会を改造する諸力のひとつであることを認める。この運動の大きな功績は、資本に対する労働の隷属にもとづく、窮乏を生み出す現在の専制的制度を、自由で平等な生産者の連合社会という、福祉をもたらす共和的制度とおきかえることが可能だということ、実地に証明する点にある。

(ロ) しかし、協同組合制度が、個々の賃金奴隷の個人的な努力によって作りだされる程度の零細な形態に限られるかぎり、それは資本主義社会を改造することは決してできないであろう。社会的生産を自由な協同組合労働の巨大な、調和ある一体系に転化するためには、全般的な社会的変化、社会の全般的条件の変化が必要である。この変化は、社会の組織された力、すなわち国家権力を、資本家と地主の手から生産者自身の手に移す以外の方法では、決して実現することはできない。

(ハ) われわれは労働者に、協同組合商店よりは、むしろ協同組合生産にたずさわることがを勧める。前者は現在の経済制度の表面にふれるだけであるが、後者はこの制度の土台を攻撃するのである。

(ニ) われわれは、実例と教導との双方によって、言いかえれば、新しい協同組合工場の設立を促進することと、また説明し説教することの双方によって、協同組合の原理を宣伝するために、すべての協同組合がその協同収入の一部をさいて基金を作ることを勧告する。

(ホ) 協同組合がふつうの中間的株式会社 (societes par actions) に墮落するのを防ぐため、協同組合に働くすべての労働者は、株主であってもなくても、平等の分けまえを受け取らなければならない。たんに一時的な便法として、低い率の利子を株主に支払うことには、われわれも同意する。

6) 「従業員持ち株制」を否定したマルクス

国分氏はこの中の協同組合原理を要約して次の4点をあげている。

1) 生産者の自由な生産管理、2) 従業員持ち株制、3) 利潤分配制 (持ち株とは無関係)、4) 株主には低率の利子の支払い、だ。

本当にそう要約できるのだろうか、以下で見ていきたい。

1) の点については、『代議員への指示』の(イ)、(ロ)、(ハ) の記述から抽出される原理で、これには異論はない。

同意できないのはまず第一に、国分氏がマルクスの『代議員への指示』の記述を、「過渡期社会 (脱資本主義体制) の機軸をなす協同組合のあり方について言及」したものだとして解釈していることだ。すなわち共産主義に至る前の連合労働にもとづく組合的所有 = 社会主義段階のことだ。

しかしマルクスのこの文章は、『代議員への指示』の(五)として「協同組合運動」について助言したものであり、あくまで全般的社会的変化、社会の全般的条件の変化以前の現実の協同組合運動のあり方について述べたものだ。したがってここでマルクスが言っているのは過渡期社会——この概念自体も問題有り——の協同組合原理とイコールではない。なぜなら資本主義体制のもとでの不可避の制約から免れられない要素もあるからだ。もちろんそうした制約があつて

もそうした原則が、将来の協同組合的社会の原理を内包するものだという理解については、当然のことだろう。

二つめは、2) の従業員持ち株制についてだ。

『代議員への指示』の(ホ)の部分からは「従業員持ち株制」を読みとれる記述はない。ただ労働者の中に株主とそうでない労働者が存在することを示唆するだけだ。そしてこの場合の株主とは協同組合設立の出資金の提供者のことであり、だから出資金を提供していない労働者の存在が含まれるのだろう。このことを従業員持ち株制だと解釈するから、次に触れるような、よくありそうな誤解も生まれてしまう。いわく「個々人的所有は生産者個々人による持ち分として再建されると同時に、そうした持ち分からなる個々人による共同所有 Miteigntum = 組合的所有も実現される」。これは以下で触れる。

3) の利潤分配制については、より正確には「生産果実の分配制」と読み替えれば異論はない。「生産果実」とは労働過程によって新たに生み出した部分のことであって、資本制的生産の中では賃金部分と剰余価値部分を合わせたものだ。マルクスが「平等の『分け前』」(share alike= 同様な、同等な分け前——shareとは「分割して共有する」が本義)と記述しているのは、賃金とか剰余価値—利潤という概念を否定しているからあえて「平等の『賃金』」とは記述しなかったのだ。こうした記述方法は、たとえば「交換」などという言葉を意識的に避け、「与える」「返してもらう」などと記述している『ゴータ綱領批判』等にもよく見られることであって、マルクスは意識的にそうした言葉を拒否していると理解すべきなのだ。

それに利潤分配によって労働者が株式(出資金?)の所有者になる可能性が与えられる、としているのも、協同組合における労働者の地位や権利について誤認していると言わざるを得ない。繰り返しになるが、協同組合原理とは利潤分配ではなく「生産果実の分配」であって、協同組合の中では、賃金部分と利潤からの分け前部分という区別はなくなっている。だからマルクスは労働者が受け取るのは「賃金」ではなく「分け前」と記述しているのだ。労働者・生産者は、生活を賄う範囲を超えて「賃金」を支給され、それで配当目的などで株を取得するなどはない。もし「超過支給」が可能だとすれば、それは労働時間の短縮に向けられる。

次に上記で「よくありそうな誤解」だと言った、国分氏の「個々人的所有は生産者個々人による持ち分として再建されると同時に、そうした持ち分からなる個々人による共同所有 Miteigntum = 組合的所有も実現される」という解釈だ。これも従来のように「個々人の所有を持ち寄ったものが組合的共同所有だ」という所有権優位の観点から理解するから出てくる誤解というほかはない。逆に、組合的共同所有の原則は、株の所有などに根拠づけられた権利関係に由来するものではなく、組合=企業の共同の占有者であることに由来するのだ。国分氏が引用したように理解するということは、国分氏自身のその記述の直前の正当な評価(占有補除者から占有者への格上げ……広西説)を忘れるものだろう。マルクスの「株主であってもなくても、平等の分けまえを受け取らなければならない。」という占有に基づく「平等な分け前」という取得様式そのものが、生産者による個々人的所有という性格を持つのだ。このことは4) 項で指摘したとおりである。

7) 「利潤分配制」を否定したマルクス

○第三の問題点は、4)の「株主には低率の利子の支払い」という記述についてだ。

国分氏（広西氏も）はこれを利子取得者（資本家）の存在を容認しているものと受け取っているようだが、むしろ出資した労働者への処遇に言及しているものだ解釈すべきだろう。仮に協同組合の外の株主を想定していたとしても、支払うのは「利子」であって「配当」ではない。「配当」という概念は「持ち分」に比例した利潤の配分のことであり、その言葉自体が利潤と不可分一体の言葉だ。協同組合原則は資本制社会のなかでのものも含めて持ち株に比例した配当はしないのが普通である。だから「低率の利息」という記述の真意は、まず第一に「配当」を否定したことにある。（田畑稔氏もマルクスのこの記述が「配当」と「利息」を区別したものだと評価している。『マルクスとアソシエーション』114ページ）

それに「利子」は利潤の構成部分であって、実際の率も配当に比較して低く設定されているのが普通だ。しかも当時のヨーロッパの協同組合においては「利子」は次第に引き下げていくというのが了解事項であり、この記述もそれに即して徐々に引き下げ、最後はなくなるという含意もある。なぜそういった「低率の利子」という記述が入っているかと言えば、それはあくまで資本制社会のなかでの協同組合であって、部分的に資本制原理を受け入れることもやむを得ないと考えたからだと推察できる。だからこそその利子の支払いについて「たんに一時的な便法として、低い率の利子を株主に支払うことには、われわれも同意する。」として、あくまで一時的措置、さらに「便法」という本来の原理から逸脱したものとして、しかも要求するのではなく「同意」という消極的表現になっているわけだ。しかもマルクスはこの「便法」についても、その比重が「配当」の性格を得ないようにわざわざ「低い率の利子」と歯止めを掛けるのを忘れなかった、ということなのだ。

振り返ってみれば、マルクスは『資本論』をはじめとする様々な著作で、どのような諸条件が労働生産物を商品として生み出すか、を歴史的、概念的に明らかにしてきた。それは資本主義を揚棄した社会主義＝協同組合的社会では商品生産とその流通が無くなること、社会主義がそれらを揚棄した社会であることを歴史内在的に立証するためだった。こうした一連の理論的な作業と具体的な記述に触れることなく、マルクスの文章の一部から独断的に「一国一工場」体制につながる「示唆」あるいは「黙示」を引き出すとすれば、それは連合所有、連合的生産様式に関する無理解の結果だとしか言いようがない。

5、商品生産の揚棄——マルクス説

1) マルクスの基本的スタンス

たしかに多くの人々が指摘するように、マルクスは社会主義の具体的なイメージについては体系的には語っていない。むしろ将来の社会について具体的にスケッチすることを意図的に避けてきたともいえる。だから個々の生産単位、個々の協同組合の相互の間についても具体的に言及しているわけではない。と言ってもこれは不親切というわけではない。マルクスの一貫した立場の反映だと受け取るべきであって、その理由はすでに触れた。繰り返すことになるが、それ

は彼に先行する社会主義が多くの場合、資本主義の悲惨な現状を変革するために、それに変わるべき社会の具体的なプランを提示し、その実現可能性を実験によって示すというものだった。それに対して上記のように、実際の歴史発展のただ中に商品生産の揚棄の歴史的根拠とその必然性を求める、というのがマルクスの基本的スタンスだったからだ。

それにマルクス自身の共同体に関わる研究がすでに完成したものではなく、晩年に至るまで研究を続けていたテーマだったことにもよるだろう。当時の共同体研究にとって、材料となる実証研究が少なかったし、それだけにマルクスも晩年まで模索を繰り返していたというのが実情だ。それは『ザスーリッチへの手紙』の「下書き」が何回も書き直され、最終的には簡潔な返事しか返せなかったことから読み取れる。明確になっていないことはマルクスといえども書けなかった、と言うこともあるだろう。

だから将来社会のスケッチがないことについて、マルクスに責任の押しつけることは出来ないのだ。そうであっても、マルクスの著作の中からある程度の具体像は推察できる。それ以上に、実証研究も増えた現代の私たちこそ、そうした具体的なスケッチを描き、そうすることでアソシエーション革命の前進に寄与することも必要だと思うのだが……。

それはともかくとして、そのマルクスが描いた協同組合的社会すなわち「生まれたばかりの共産主義社会」は、商品生産を根幹で克服した社会であって、「労働時間を基準」とした「協議経済システム」として出発する社会だと理解することができる。

以下、この二つの基礎の上で、どのように社会的生産が展開されるかをみていきたい。

2) 商品生産を否定したマルクス説

協同組合的社会が上記のようなイメージとして描かれている記述は、実はマルクスの著作の中にも多い。いくつか例を挙げる。

①社会的分業は商品生産の実存条件である。もつとも、逆に、商品生産は社会的分業の実存条件ではない。古インド的共同体では、労働は社会的に分割されているが、生産物は商品になっていない。あるいは、もっと手近な例をあげれば、どの工場でも労働は体系的に分割されているが、この分割は、労働者たちが彼らの個別的生産物を交換することによって媒介されているのではない。自立的な、互いに独立の、私的労働の生産物だけが、互いに商品として相対するのである。(『資本論』新日本出版社版 1巻-72ページ)

②共同的な、すなわち直接的に社会化された労働を考察するためには、われわれは、すべての文化民族の歴史の入口で出会う労働の自然発生的形態にまでさかのぼる必要はない。自家用のために、穀物、家畜、糸、リンネル、衣服などを生産する農民家族の素朴な家父長的な勤労が、もっと手近な一例をなすこれらのさまざまな物は、家族にたいして、その家族労働のさまざまな生産物として相対するが、それら自身が互いに商品として相対することはない。これらの生産物を生み出すさまざまな労働、農耕労働、牧畜労働、紡績労働、織布労働、裁縫労働などは、その自然的形態のままで、社会的機能をなしている。(『資本論』1-132)

③生産手段の共有を土台とする協同組合的社会的内部では、生産者はその生産物を交換しない。同様にここでは、生産物に支出された労働がこの生産物の価値として、すなわちその生産物にそなわった物的特性として現れることもない。なぜなら、いまでは資本主義社会とは違って、個々の労働は、もはや間接にではなく、直接に総労働の構成部分として存在しているからである。(『ゴータ綱領批判』全集19-19)

④「第二に、資本主義的生産様式の止揚後も、しかし社会的生産が維持されていれば、価値規定は、労働時間の規制、およびさまざまな生産群のあいだへの社会的労働の配分、最後にこれについての簿記が、以前よりもいっそう不可欠なものになるという意味で、依然として重きをなす。」(『資本論 3-1496)

⑤この労働にたいする資本家の他人所有が止揚されることができるのは、ただ、彼の所有が変革されて、自立的個性性にある個別者ではない者の所有、つまり連合した、社会的な個人の所有としての態度をとることによってだけである。もちろんそれと同時に、生産物は生産者の所有者なのだ、という物神崇拜はなくなり、資本主義的生産の内部で発展する、労働の社会的形態のすべてが、これらを歪曲して対立的に表わす対立から解放される。この対立は、たとえば労働時間の短縮を、全員が6時間労働するようになる、というように表わすのではなく、6人が15時間労働すれば20人を養うのに足りるようになる、というように表わすのである。(『資本論草稿集』9巻-389)

⑥個々人の労働は初めから社会的労働として措定されている。それゆえに、彼がつくる、またはつくるのを助ける生産物の特殊な物質的姿態がどうであろうと、彼が彼の労働をもって買ったものは一つの規定された特殊な生産物ではなくて、共同的生产 [gemeinschaftliche Production] への一定の関与なのである。だからこそまた彼は、特殊な生産物を交換する必要もない。彼の生産物は交換価値ではない。生産物が、個々人にとっての一般的性格を受け取るために、まず一つの特異的な形態に転置される、という必要はないのである。交換価値の交換のなかで必然的につくりだされる分業 [労働の分割] に代わって、共同的消費への個々人の関与を帰結としてもたらすような、労働の組織化 [Organisation] が行われるであろう。……第2の場合には、生産の社会的性格は前提されており、生産物世界への参加、消費への参加は、相互に独立した労働または労働生産物の交換によって媒介されてはいない。生産の社会的性格は、個人がその内部で活動している社会的な生産諸条件によって媒介されているのである。(『経済学批判要綱』大谷禎之助『経済志林』63巻3号P99より——MEGA, I I / 1. 1, S. 103.)

協同組合的社会的での商品生産に関わるこうしたスケッチは、マルクスの著作のあちこちに散見される。これらを念頭に置いて商品生産を揚棄した協同組合的社会的の姿を考えてみたい。

3) 「商品」も「お金」もなくなる

私としてすでに多くの場所で言っているように、アソシエーション社会とは社会の様々なレベルで形成される協同組合の連合社会として出発する以外にないと考えている。商品の生産と流通を揚棄するためには、そうした協同組合が何も全国単一の協同組合になったり、あるいは国家と融合するとか国家そのものにならなければならない必然性はない。協同組合的社会とは、個々の協同組合が他の協同組合や社会全体の協同組合から自立しながら連携した社会であるといえる。アソシエーションとは、連合とか提携を意味する言葉であり、相互尊重が貫かれた「契約社会」でもあるからだ（広西氏）。自立、連帯した関係と、独立、排他的な関係は違うのである。

協同組合の連合社会を批判する人は、相互に自立した協同組合とかそれが連合した社会というと、それを相互に排他的な関係にある資本主義的企業と同一視してしまう。協同組合の連合社会とは、労働の生産果実を資本家と労働者が奪い合う関係ではなくて、それを連合した生産者が共通に占有しているから連合社会なのだ。生産果実を奪い合うことが無くなれば、相互に自立した協同組合の関係も排他的なものではなくなり、連携・提携した関係性を確保できるのである。

いうまでもないが、マルクスにとって商品とは、交換価値と使用価値の統一物である。生産物がそうしたものとして現れるのは、相互に排他的な所有と労働に基づいて生産されるからだ。協同組合的社会の生産物は、共同の生産手段と様々なレベルの協議を基礎とする直接の社会的労働によって作られる。その生産物は交換価値の性格はすでに無くなり、従って交換価値を体现する「お金」＝貨幣も必要としない。

では生産物はどういう姿になるのか、といえば、それは投入された労働時間を単位とする個々の使用価値を持つ単なる個々の製品になる。「お金」＝貨幣は「労働証明書」、すなわち社会的に生産された消費財やサービスの中から個々人の受け取り分を引き出す「引き出し券」になる。個々人は一ヶ月の労働時間が160時間なら「160アワー（労働時間の意味＝どんな呼称でもいいが）」、120時間なら「120アワー」という単位の「労働証明書」＝「引き出し券」を受け取る（社会的なプール部分などを控除してから）。貨幣＝お金はあらゆるものと交換可能だが、「アワー」という「労働証明書」＝「引き出し券」は、個々人の消費にまわされる製品やサービスを引き出すことのみで使用される。

4) 労働時間を基準とした生産と分配

一方、個々の使用価値を持つ製品やサービスは、商品と違って価格（交換価値が市場に登場するときの形態）を持たない。マルクスが前出の③や⑥で言っているとおりだ。その代わりにどれくらいの労働時間が投入されたものを表す単位が付いているだろう。たとえば製造に10時間必要だった製品は、どういう呼称でも良いがたとえば「10アワー（時間の意味）」という単位の製品となる。この「アワー」は、協同組合間で製品やサービスのやりとりをする際に簿記の単位として用いられるし、社会的労働の支出を調整する単位にもなるし、また個々の労働者が支出した直接的な社会的労働の生産果実という消費財製品のプールからの、個々の労働者の取り分

を計算する単位にもなる。こうした労働時間を単位とした生産や流通は、直接に社会的に支出された労働を同等に評価するために機能するだろう。

社会的な生産の維持はどうかされるだろうか。

5) 協議・調整経済システム

資本主義社会では、それは基本的には市場に左右されるのに対して、協同組合的社会では、個々の協同組合の計画とそれを持ち寄ってなされる協議・調整の繰り返しによって確保される。国分氏などは、そうした協議・調整の過程で、そうした機能を果たす機関が、個々の協同組合から自立し、固定化するのは避けられないという。たしかにマルクスも国家が経済機関に解消されるとか、簿記の重要性について語っている。マルクスも何らかの協議・調整機関を想定していたと受け取れるのは確かだ。しかしそれらの協議・調整機関が自立化、固定化することはない。

第一は、協同組合的社会は個々の協同組合、個々の労働者＝生産者による所有・管理・労働という「当事者主権」が打ち立てられることによって協同組合的社会になるからだ。当然のこととして協議・調整機関も、基本的には個々の協同組合によって発議され、それらの協同組合から派遣された代理人によっておこなわれ、それらの代理人の「受け取り分」＝「労働証明書」は、国家から支給されるのではなくて個々の協同組合、あるいは協同組合社会の共同のプールの中から支給されるからだ。（「派遣」原理については別途検討したい）。これとは逆に、ソ連の計画経済を受け持ったゴスプランでは、議長は最高会議幹部会に任命され、計画そのものも上意下達方式のものだった。工場などでの労働者の経営権は、徐々に剥奪されていったことはすでに指摘したとおりだ。

それに、協議・調整というのは何も一つの場に集まらなくては出来ないことでも、また恒常的な機関の設置が不可欠なわけでもない。インターネットなどのシステム上でも多くの部分が可能になっているだろう。しかもそれらの協議・調整の場では、企業秘密など無くなっているわけだから当然のこととして公開されたものになる。何も特定の専門家でなくては出来ないことはない。

第二は、社会的な生産果実を共通に占有する社会では、個々の協同組合の生産の目的は利潤追求ではなく、共同的な社会の成員の同等な豊かな生活を目的に行われるようになるからだ。自立化、固定化は、生産果実の多くの部分を株主や経営者など一部の特権的な人が独占しており、個々人は自分自身の取り分を最大にしようとの動機の下で行われている、という土台の上で初めて起こる現象だからだ。前出の⑤で「この対立は、たとえば労働時間の短縮を、全員が6時間労働するようになる、というように表わすのではなく、6人が15時間労働すれば20人を養うのに足りるようになる、というように表わすのである。」という記述は、生産の目的や成り立ちが転換していることを端的に示している。

6) 倒産・失業に変わって労働時間が短縮される

次に、個々の協同組合の競争や、その中の一部の倒産・失業という可能性を考えてみたい。

すでに触れたように、協同組合的社会での社会的な生産は、相互に利害が対立するような独

立した、排他的な関係ではなくなっている。競争ということについても、最大利潤を求める競争関係はなくなり、生産性の向上が超過利潤を得ることもない。それは労働時間の短縮をもたらすだけだ。だから個々の協同組合とその構成員の意に反した倒産・失業というのは原理的にはなくなっている。

たとえば工場や機械の性能などの違いによって労働生産性が低い協同組合工場の場合は、社会的な再生産基金の中から順番に応じて新しい工場設備に置き換えられるだろう。特定の産業分野が過剰であったり過小であるのが分かれば、それは市場を通じた価格変動や恐慌によって調整されるのではない。それは日常的な協議・調整の中で、直接的に新たな産業分野に転換するか、あるいは他から転換させるかのいずれかになる。

そういう社会であれば、倒産や失業などは基本的になくなっていくことは以上のことでも明らかだと思う。が、たとえばある人が別の地域に移住したいと考えた場合はどうなるのだろうか。その場合は、協同組合に対する「持ち分」を引き出し、それを携えて新しい協同組合に移動する、ということになるのだろうか。実際にはそうはならないだろう。

すでに触れたように、協同組合的社会では個々の共同組合員は、自分が所属する協同組合の設備などだけを共同で占有しているということではない。協同組合的社会全体の生産果実を共同に占有していることによって、社会全体の共同占有を実現しているのである。だから原理的には社会全体の協同組合に対する社会的な占有者の一員として、協同組合的社会のすべての工場・職場の共同占有者として関わっているのである。そうした社会では、個々の協同組合員は、そうした共同占有の法的表現、権利関係の概念である共同占有権を持っていることになる。だから組合員が移転するときは、個々の「持ち分」を持参する必要などはなく、ただ協同組合の共同占有者としての当然の権利を根拠として、新しい地域の協同組合で働くことができるようになるだろう。

7) ホームセンター、食品スーパーは存続する

協同組合的社会になるからと言って、現代での生活形式が全く変わるということはないだろう。一つの社会が維持されている限り、人々の生産活動と消費活動は継続する。ただしその意味内容は様変わりするだろう。

協同組合的社会の消費生活を推察することが許されるとすれば、すれはすでに現在の資本主義社会で生まれているスタイルとそう大差はないと思われる。人々の消費は戦前のような配給制とは違って、現在でもそうだが多くの選択肢から好みのものを選択できるだろう。マイホーム（そうした住宅形態が存続するかどうかは別として）や車など高額な製品は、今でもそうだが注文生産として、また身の回りの日用品は生活・食品スーパーなどで手に入れることができるだろう。また現在でも増えているが、ネットを活用した注文販売も増えるだろう。コンビニのPOSシステムなど、人々の消費動向は現時点でもかなり正確に把握できている。公開され、日々更新される生産、消費動向をふまえた生産活動も可能になる。利潤最大化原理で生産活動がおこなわれるギャンブル経済ではない協同組合的社会では、生産は「結果的」にではなく、「直接的」に消費を満たすために行われるようになるからだ。

ただしそうした形だけは現在の社会とさほど違わない社会も、その内実は激変しているだろう。「所得」の違いを背景としてつくられる高級店や大衆店などの区別もなくなり、人々の消費生活は、ただ個々人の個性による違いだけが残ることになる。個性はアソシエーション社会でこそ、花開くのである。

かつての一時期、社会主義、共産主義と言えば個人の所有は取り上げられ、すべて国有財産にされる等という議論があった。これも形と内実を混同する見解から言われたことだった。今回は触れなかったが、協同組合的社会での社会的な生産についても、その組織、機関の形としては現在とそれほどの違いはないと思われる。ただしその性格や実態は様変わりしているだろう。こうしたことについて、マルクスは言っている。「だから、資本が共有の財産（共同所有）、社会のすべての成員に属する財産（所有）にかえられるとしても、個人の財産（所有）が社会の（所有）財産にかわるわけではない。かわるのは所有の社会的な性格だけである。つまり、所有はその階級的な性格を失うのである。」（『共産党宣言』）今後もアソシエーション社会の具体的なあり方について究明していきたい。（廣）

。。。。